

公共施設等運営事業における適切な管理のためのモニタリング等のあり方について

<目的>

「公共施設等運営事業」における適切な管理のための規律の枠組みや仕組み

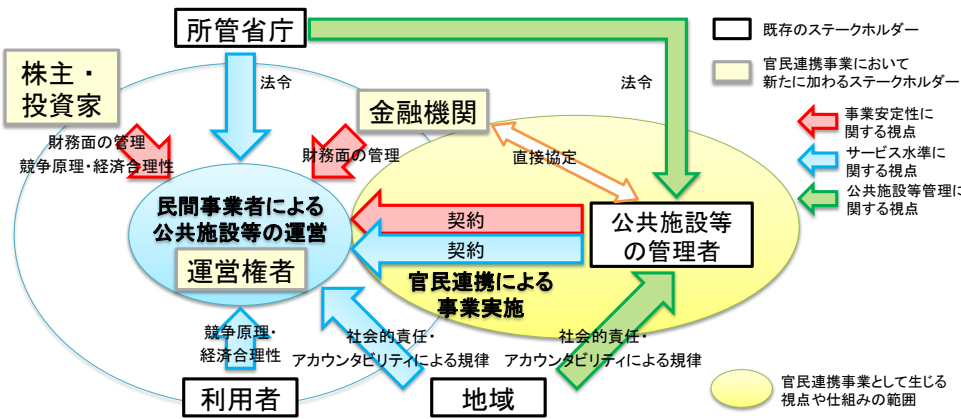
公共施設等運営事業における「事業の承継時」及び「実施期間中」の適切な管理の対応方針について、①事業安定性に関する視点 ②サービス水準に関する視点 ③公共施設等管理に関する視点 の3つの視点から規律の枠組みや仕組みを検討した。

<検討結果>

今後の案件形成促進のために、モニタリング等に求められる視点毎の要素等を、具体的事例から抽出・整理

- 「公共施設等運営事業」では、運営権者及び株主・投資家、金融機関が利害関係者として加わり、新たな規律の枠組みが構築される【図表1】。
- 具体的事例（静岡県・富士山静岡空港、浜松市・西遠流域下水道）に基づき、①～③の視点の下で、求められる仕組み・規律について整理を行った。【図表2】
- ・各事例において、事例毎の公共施設等運営事業での利害関係者を抽出し、主体間の適切な管理のための枠組みを整理した。
- ・また、公共が一定の財政負担を行う事業パターンや、金融機関による融資等がない場合も含めた公共の財務モニタリング体制のポイント、運営権者が実施すべき計画や報告の内容・頻度等を含め整理した。
- ・これらの内容は、募集要項等において、事業の基本スキーム（改築更新スキームを含む）や、課すべき義務及び要求水準の検討、モニタリングの項目や内容等を検討する際に活用される。
- 【図表2】によって一般化された仕組み・規律は具体的な案件検討の際に活用される。

図表1 公共施設等運営事業における規律の枠組み



図表2 モニタリングに求められる視点毎の仕組み及び規律

視点	要素	仕組み・規律	仕組み・規律の概要
① 事業安定性に関する視点	財務面の管理	金融機関等による財務面の管理の仕組み	財務面の管理においては、財務状況の「確認・評価」だけでなく、「改善・修復に向けた指導・介入」を含めた監視体制の構築が重要であり、金融機関によるモニタリングにその役割が期待される。
	契約	公共の財務モニタリング	公共施設等の管理者は、金融機関によるモニタリングの有無に関わらず、運営権者が公正に事業を継続していることを、管理者の責任として契約により総括的に管理する必要がある。金融機関によるモニタリングが機能しない場合は、公共施設等の管理者において第三者（会計・税務・経営に精通する専門家等）を活用し、「改善・修復に向けた指導・介入」を可能とする体制を構築する必要がある。
	競争原理・経済合理性		
② サービス水準に関する視点	法令	関係法令等による運営権者への規律	PFI法、及び事業分野ごとに官民連携に特定して定められた法律のほか、公物管理法、その他関連する法令・条約・基準、そして施設が所在する地域における条例等を過不足なく参照することが前提となる。
	契約	要求水準等	関係法令等に規定される遵守すべき事項については、関係法令等そのものが要求水準となる。その他の事項については民間事業者から提案された計画及び施策の遂行を指標とするなどにより、運営の自由度を十分に確保することが望ましいものと考えられる。
		計画（マスタープラン等）と報告	事業期間を通じた全体計画に示された方針や中期計画、単年度計画、各種施策の達成状況について、運営権者が自ら評価し、その結果を公共施設等の管理者及び利害関係者等に報告、開示することにより、計画の達成に向けた規律が機能するものと考えられる。
		セルフモニタリング	運営権者が契約に定められた一定のサービス水準を維持するため、自律的にモニタリングを実施することが求められる。このため、運営権者が実効性の高いセルフモニタリング体制（PDCAサイクルの実施体制等）を構築することが重要である。従って、当該事業分野又は業務において民間におけるノウハウの蓄積が十分でない場合、専門家等の第三者による客観的な確認・評価にて補充することが望ましいものと考えられる。
		公共のモニタリング	公共施設等の管理者は、設置管理する施設における維持管理・運営の妥当性に関し、関係法令等による運営権者への規律が強く働くことを踏まえつつ、運営権者の計画及び施策の進捗状況の確認等のモニタリングを行うことにより、公共施設等の管理者としての責任を果たす必要がある。
	料金規制	適正な料金水準を維持するための料金規制について、導入の必要性及び規制の方法を検討する必要がある。なお、料金規制を導入する場合には、民間事業者による運営の自由度を確保しつつ、適正なサービスの提供を妨げないように留意する必要がある。	
社会的責任・アカウンタビリティによる規律	情報開示	運営権者が公共施設等のサービス提供主体としての社会的責任を果たしていることについて、利用者、地域住民、その他の利害関係者等に対する情報開示を義務付けることにより、社会的責任・アカウンタビリティによる規律として機能することが期待できる。	
③ 公共施設等管理に関する視点	法令	関係法令等による設置管理者への規律	運営権に基づき民間事業者が施設を運営する場合でも、公物管理法上の設置管理者としての責任は公共施設等の管理者に残る。このため、運営権者に法令上適切な運営を実施させることは公共施設等の管理者の義務であり、所管省庁へのアカウンタビリティの確保も必要となる。
	社会的責任・アカウンタビリティによる規律	公共のアカウンタビリティ	地域における社会資本として施設を設置・維持することの社会的な役割・責任と、そのアカウンタビリティについては、公共施設等の管理者に残る。また、サービス対価等で財政負担が継続する場合には当該財政負担に対するアカウンタビリティの確保も求められる。